

**中学生が市内の医療機関などに受診した場合の医療費の助成方法が変わります**

4月1日から、中学生が市内の医療機関などに受診した場合の取扱いを変更します。今後は、市役所での還付手続きが不要となります。

対 象	3月31日まで(受給者証なし)	4月1日から【受給者証を交付】
中学生の入院	医療機関等窓口で保険診療分の3割を支払い、後日市役所で手続きすることにより自己負担額の全額を還付	受給者証を提示することで、医療機関等窓口(半田市内のみ)では保険診療分に係る支払いはなし
中学生の通院	医療機関等窓口で保険診療分の3割を支払い、後日市役所で手続きすることにより自己負担額の3分の2を還付	受給者証を提示することで、医療機関等窓口(半田市内のみ)で保険診療分の1割を支払い

■対象となる医療機関など  
 保険診療を行う医院、歯科医院、調剤薬局、接骨院、鍼灸・マッサージ院

**還付手続きが必要な場合があります**

次の場合は、これまで通り市役所で還付の手続きが必要となります(受給者証は使用できません)。

**①市外の医療機関などに受診される場合**

※市内・市外の判断は、受診(調剤)した医療機関等の所在地で行います。例えば、市内の医療機関で発行された処方せんによる調剤の場合であっても、市外の調剤薬局で薬を受取る場合は、市外の調剤薬局では3割分を支払っていただきます。

**②自立支援医療、小児慢性特定疾患、難病法など、他の公費負担制度で通院される場合**

※ただし、自立支援医療(精神通院)で通院される場合で「精神障がい者医療費受給者証」をお持ちの方は、そちらを使用していただき(窓口負担が無いいため、還付手続きは不要です)。

■高額療養費が支給された場合の子ども医療費の返還について  
 受給者証を使用して受診した場合でも、健康保険から高額療養費が支

給される場合があります。この場合、支給された高額療養費の内、子ども医療費と重複する金額については市に返還していただく必要がありますので、国保年金課までご連絡ください。

**健康保険が変わった場合などは届出が必要です**

加入している健康保険が変わった場合や保険証の内容に変更があった場合、国保年金課に届出が必要です。

**■問い合わせ**

国保年金課 医療福祉担当  
 ☎0652

**風しん予防接種費用を助成します**

先天性風しん症候群の防止のため、予防接種費用を助成します。対象の方はぜひ、ご利用ください。

**■実施期間**

平成29年3月31日まで

**■助成対象者**

市内に住所を有し、風しん抗体検査の結果、HI抗体価が16倍以下またはEIA価が8.0未満で免疫が不十分と判断された方のうち、次のいずれかに該当する方

- ①妊娠を予定又は希望する女性
- ②①の夫(内縁の夫を含む)
- ③妊婦の夫(内縁の夫を含む)

※①のうち、初めての妊娠を希望する方は、愛知県半田保健所生活環境安全課(☎23342)への事前申請により風しん抗体検査が無料を受けられる場合があります。

※それ以外の方は、事前に各自で検査を受けていただく必要があります(全額自己負担)。ただし、経産婦の方は、過去2年以内の検査結果を書面により証明する方法でも結構です。

**■自己負担額(税込)**

- ◇風しん単独 1,000円
- ◇MR(はしか、風しん) 3,000円

※生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、保健センターへの事前申請(持ち物:風しん抗体検査結果証明書、認印)により、自己負担が免除となります。

**■接種方法**

指定医療機関へ電話予約し、風しん抗体検査結果証明書、認印、母子手帳(経産婦のみ)をお持ちのうえ、接種を受けてください。

※指定医療機関は、市ホームページをご覧ください。

**■問い合わせ**

保健センター ☎0646